

田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業 務 名 | 田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別に定める仕様書のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 契約上限額 | 6, 710, 000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
【令和 7 年度】 3, 685, 000 円
【令和 8 年度】 3, 025, 000 円 |

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。ただし、田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成 25 年 8 月田原本町告示第 43 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成 11 年 12 月田原本町条例第 25 号）第 4 条第 1 項に該

当する者でないこと。

- (8) 第8期及び第9期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務の完了実績（アンケート調査及び計画策定支援、双方の完了実績を要し、他市町村での実績を含む）がある人員をチーム内に配置できること。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に参加資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおりとする。ただし、選定等の進捗状況により変更する場合がある。

参加申請の受付開始	令和7年7月28日（月）
質疑の受付開始	令和7年7月28日（月）
質疑の受付締切	令和7年8月 4日（月） 15：00
質疑の回答	令和7年8月15日（金）（予定）
参加申請の受付締切	令和7年8月25日（月） 17：15
第1次審査（書類審査）	令和7年8月下旬（予定）
第1次審査結果通知	令和7年9月上旬（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年9月中旬（予定）
第2次審査結果通知	令和7年9月下旬（予定）
契約締結	令和7年10月初旬（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申請の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月25日（月）まで（必着）
ただし、土日祝日を除く。

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所

田原本町役場 住民福祉部 長寿介護課

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

(5) 提出書類

- ① 参加申請書(様式第1号)
- ② 法人等の概要(様式第2号)
- ③ 業務実績及び業務実施体制調書(第3号様式)
- ④ 企画提案書(任意様式)

仕様書の内容を満たした内容とし、事業全体をどのように進めていくか具体的に提案すること。(方針、方法、プロジェクト管理、調整体制等)原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きとし、図等はA3判を折り込むことも可とする。

- ⑤ 見積書(任意様式。消費税込みの金額で記載し、令和7年度分と令和8年度分の内訳金額が分かるように、契約上限額の範囲内で記載すること。)
- ⑥ 登記事項証明書(履歴事項証明書)
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑦ 直近1年間の財務状況がわかる書類(貸借対照表及び損益計算書等)
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書(国税：様式その3の3)
発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑨ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書
ただし、発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ⑩ 誓約書(様式5号)
- ⑪ 別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

(6) 提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R1枚
副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等)を削除又は黒塗りをして提出すること。
また、副本については、町において複写する場合があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず製本しないこと。

※提出書類⑥～⑨については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申請書の受付後、前記3の参加資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

6. 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書(様式第4号)を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月4日（月）午後15時まで
（受付期間内必着）

(2) 提出方法

下記12. 問合せ先に電子メールにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

(3) 回答方法

質疑があった場合は、令和7年8月15日（金）までに町ホームページにて回答を予定している。

(4) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。また、受付期間に遅れたものは回答しない。

7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順に3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申請書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。この場合においては第2次審査の日程を早める場合がある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類または資料に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（102点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者及び次点者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

第2次審査において、各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

第2次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、2点を加点する（複数の評価項目に該当する場合でも、加点は2点とする。）。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①業務体制及び実施能力	専門的な知識を有した経験豊富な人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制及び能力はあるか。	10
②業務実績	法人として第8期及び第9期において、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務の受託実績があるか。 【第2号様式】を参照 第8期及び第9期の合計受託件数 ・19件以上・・・10点 ・16～18件・・・7点 ・10～15件・・・5点 ・1～9件・・・3点	10
④経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	10
⑤専門的分野に関する知識	本町の介護保険・高齢保健福祉・認知症施策の現状についての理解は十分か。国や県の政策動向についての理解はあるか。	10
⑥見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。	10

第2次審査（102点満点）

評価項目	評価事項		評価点
①業務体制及び実施能力	専門的な知識及び経験豊富な人材を適切に配置し、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的の推進できる業務推進体制及び能力はあるか。		15
②業務実績	法人として第8期及び第9期において、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務の受託実績がある。 【第2号様式】 を参照。 第8期及び第9期の合計受託件数 ・19件以上・・・10点 ・16～18件・・・7点 ・10～15件・・・5点 ・1～9件・・・3点		10
③経営状況	財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。		5
④計画作成に向けた提案能力	分析能力	地域の実情を正確に把握し、2040年に向けた本町の情勢に係る的確な課題分析をしているか。	15
	提案	専門的な知識と的確な分析能力を踏まえた実現可能で効果的な提案となっているか。	15
⑤プレゼンテーション	専門性	当該業務を実施するうえでの課題を把握しており、課題解決のための専門的技術があるか。	15
	独自性	業務の質を向上させるための独自の提案があるか。	15
⑥見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。		10
⑦社会的な価値（加点事由）	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか。		2

8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和7年9月中旬頃を予定

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890番地の1）

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション準備 10分以内

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

(5) その他

- ① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した書類の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※提出書類に記載されていない新しい提案を行わないこと。
- ② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
- ③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。
- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき。

1 0. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

1 1. その他

(1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。

(3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。

(4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。

(5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。

(6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

(7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

1 2. 問合せ先（業務担当課）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 住民福祉部 長寿介護課

T e l : 0 7 4 4 - 3 4 - 2 1 0 3 （直通）

F a x : 0 7 4 4 - 3 3 - 8 2 2 0

E-Mail : tyouju@town.tawaramoto.nara.jp